

農地パトロールの全市一斉調査を実施します

農業委員会では、日常的に農地パトロール（利用状況調査含む）に取り組んでいますが、10月に全市一斉調査を予定していますので、ご協力をお願いします。

改正農地法の施行により同法第30条に基づく業務となった「利用状況調査」についても、「農地パトロール」取組みの1つと位置づけて推進しています。

確認・把握する事項は、次のとおりです。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地<農地法第30条第3項第1号の農地>
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地<農地法第30条第3項第2号の農地>
- ③ 無断転用農地、産業廃棄物の投棄等の不適切な農地の利用
- ④ 農地法等の許可案件の履行状況
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の利用状況
- ⑥ 相続・贈与税納税猶予制度適用農地の利用状況
- ⑦ 「耕作放棄地全体調査要領」に基づき市町村と農業委員会が連携して実施する「耕作放棄地全体調査」における現地調査で把握することとされている事項 など。

建議書の意見を募集します

農業委員会では、11月提出予定の建議書作成の参考にさせていただくため、農業者の皆様から意見を募集します。

建議は、農業者の公的代表組織として、農業の振興に資するため、砂川市に対し、毎年行っているものです。皆様の声を市政に反映させるため、意見をお寄せください。

締め切りは10月31日（水）です。

詳細などは、農業委員会事務局までお問い合わせください。なお、関係農業生産者団体等には、別途文書にて要望事項のとりまとめを依頼しています。



【写真：昨年の建議書提出】

ボウリング大会参加申し込み受付中です



例年、多くの方々にご参加いただいている「農業委員会主催 地区対抗ボウリング大会」を、今年は11月26日（月）に開催します。終了後には、懇親会も予定していますので、ぜひ、ご参加ください。

申し込み方法等、詳細は折込みのチラシをご覧ください。

編集後記

夏の蒸し暑さからようやく解放されたのも束の間、肌寒さを感じる時期になっていますがいかがお過ごしでしょうか。この夏は農業委員会の作況調査等を通じて、多くの農業者の皆様大変お世話になりました。また、私自身も小学校時代の農業体験を思い出して、懐かしい気持ちになりました。今後も農業委員会業務を通して、農業者の皆様と顔を合わせることを思いますので、よろしく願いいたします。

小澤 友祐[こざわ ゆうすけ]